

岩手県告示第 726 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 10 月 24 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩手平舘線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市帷子第 6 地割 59 番 119 地先から 59 番 206 地先まで	新	m 22.9～9.6	m 147.5
	旧	15.0～9.6	147.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
 - (2) 期間 平成 20 年 10 月 24 日から同年 11 月 24 日まで